

人権・同和教育だより第112号

幸せへの道

誰もが住みよい社会を目指して
～障がいのある人と人権～



障がいのある人が社会の中で、障がいを理由に「物理的に移動できない」「受けられるはずのサービスが受けられない」など、様々な不便を感じたり、自立や社会参加が阻まれたりしています。

全ての人々が安心して暮らしていくためには、障がいのある人などに対する差別の解消をはじめ、自立と社会参加の促進、コミュニケーション手段や建物の段差等のバリアの改善を図ることなどが課題です。

全ての人にとって住みよい社会、共生社会の実現のために何ができるのか、一人ひとりが考え、行動していきましょう。

1 「障がい」の考え方は変わっています

個人モデル(医学モデル)から社会モデルへの変化

かつて、障がいのある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障がいがあるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきであると考えられていました。これを「障がいの個人モデル(医学モデル)」と言います。

しかし現在では、社会が人の多様性に対応できていないために、多くのバリアをつくり出し、それが障がいとなっているため、社会がそれを取り除いていくべきだという考え方が浸透しています。これを「障がいの社会モデル」と言います。

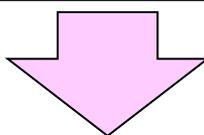
個人モデル (医学モデル)

目が不自由だから 耳が不自由だから 足が不自由だから



自分でなんとかしなければならない

障がいを個人的な問題として捉える考え方では、障がいのある人が社会参加をするためには、自らの努力によって治療や訓練をして「障がい」を克服することが求められることとなります。



社会モデル

点字表記がない 手話通訳がない エレベーターがない



社会が「障がい」を取り除かなければならない

障がいは、多様な人が社会にいるということを考慮せず、多数を占める人に合わせて社会環境がつけられた結果生み出されたものであり、社会全体の問題として捉え、バリアを取り除くのは社会の責務であるという考え方です。

「社会モデル」の考え方は、法律でも位置付けられています。

障がいのある人を取り巻くルールの変化

●世界の動き

2006年

国連総会で「障害者権利条約」採択

障がいのある人の基本的人権を守ることなどを目的としてつくられました。障がいのある人の権利を実現するために国がすべきことを規定しています。

具体的には…

- 障がいに基づくあらゆる差別をなくすこと
- 障がいのある人の社会参加の促進
- 教育や労働、政治参加等に関する権利の保障 など

Nothing about us without us
(私たちのことを私たち抜きで決めないで)

これは、障がいのある人が、自身の関わる問題に主体的に関与しようとする考え方であり、多くの障がいのある人が障害者権利条約の起草交渉に関与しました。



日本は、2014年にこの条約を批准しました。

●日本の動き

2011年

障害者基本法の改正

「障害者権利条約」の理念を踏まえて改正され、共生社会の実現が新たな目的とされました。

2016年

「障害者差別解消法」の施行

誰もが分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重した差別のない社会の実現を目指してつくられました。行政機関と民間事業者に「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求めています。

2021年

「障害者差別解消法」の改正

(2024年4月施行)

これまでは努力義務とされていた民間事業者による「合理的配慮」の提供が法的義務とされました。

2 「障害者差別解消法」により差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

2016年施行 2024年改正法施行

不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、障がいのない人には付けない条件を付けることなどが「不当な差別的取扱い」に当たります。

具体的には



車椅子、補助犬、その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的バリアを解消するための手段の利用等を理由として行われる差別的取扱いも、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」に該当します。

合理的配慮の提供

個々の場面において現に何らかのバリアに直面している障がいのある人から、その除去を求められたときに、過重な負担のない範囲で対応することを言います。

具体的には



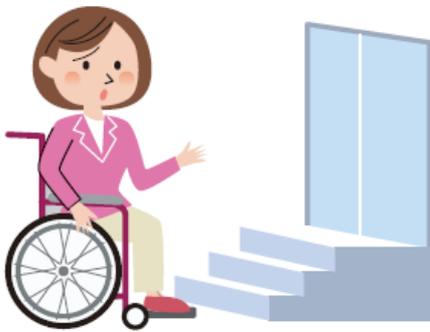
負担が過重であれば合理的配慮の提供をしなくてよいというわけではありません。その場合、過重な負担でない方法を障がいのある本人と話し合いながら検討する必要があります。合理的配慮の提供に当たっては、本人の意向を最大限に尊重することが大切です。

3 社会全体で取り除くべきバリアがあります

全ての人にとって住みよい社会を実現するためには社会に存在する様々なバリアを取り除いていかなければなりません。そのためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、障がいのある人の人権を尊重していくことが求められています。

障がいのある人を取り巻くバリアには次のようなものがあります。

物理面のバリア



公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア

制度面のバリア



障がいを理由として、資格や免許等が取得できないという制度上のバリア

※ 法律の改正等により制度の見直しが行われているにもかかわらず、例えば、資格試験などで障がいがあることを理由に受験等の付与を制限するなどのことが起こっています。

障がいのある人の自立と社会参加を阻む

4つのバリア

文化・情報面のバリア



情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に与えられないバリア

心のバリア

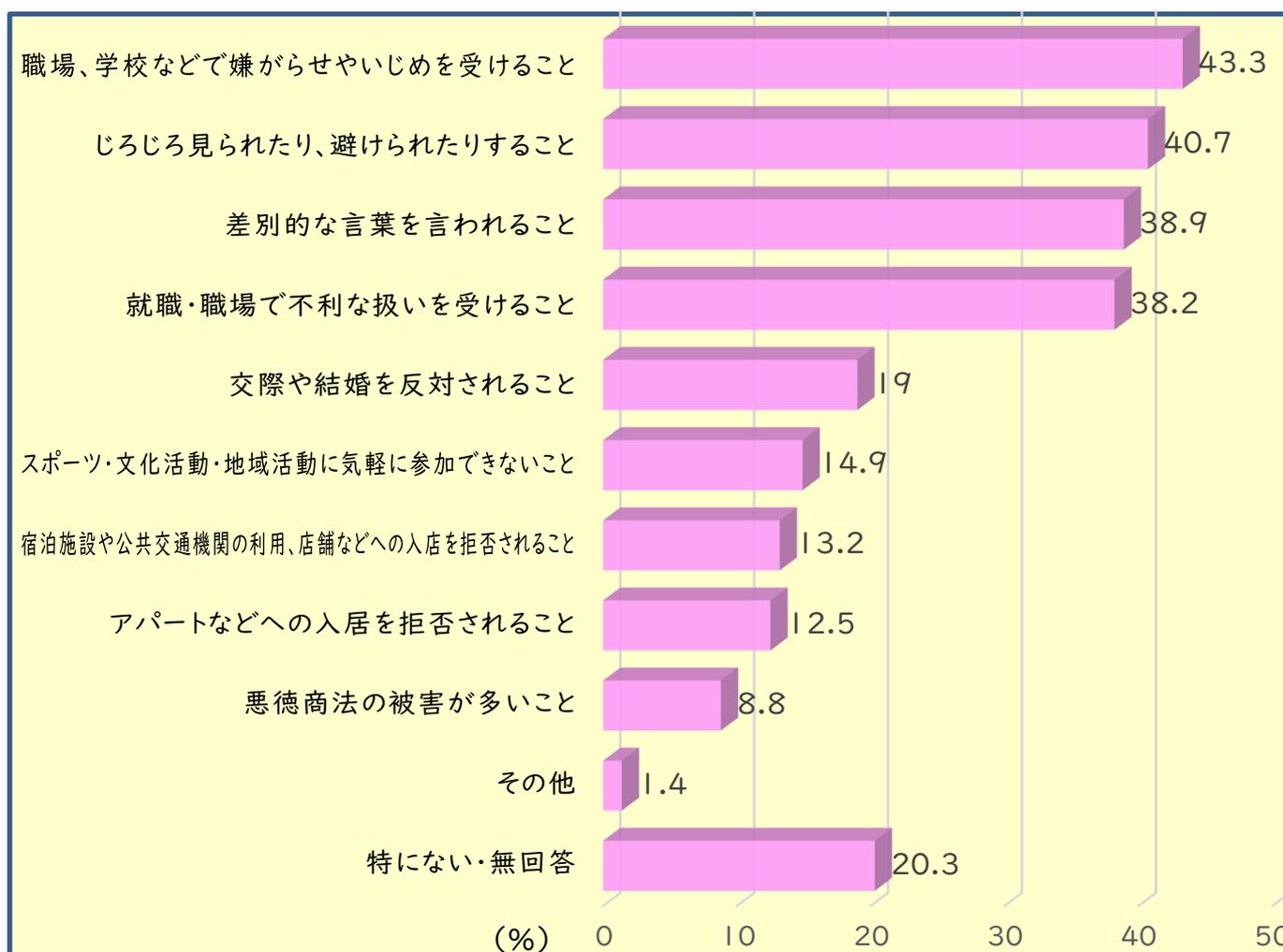


周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリア

障がいのある人に対する差別は重大な問題です。内閣府による世論調査の結果から、障がいのある人に対する人権侵害が様々な場面で起きていることが分かります。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)

あなたが、障がいのある人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



4 「共生社会」の実現のために

「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン」
の考え方が広がる「共生社会」の実現に向けて



「ノーマライゼーション」とは、社会的支援を必要としている人を差別したり特別視したりするのではなく、社会の中で当たり前のように生活できるような社会こそが正常（ノーマル）な社会であるという考え方です。

そして、「ソーシャル・インクルージョン」とは、「ノーマライゼーション」の延長にある考え方であり、障がいのある人だけでなく、女性、子ども、高齢者、外国籍の人など社会的弱者となり得る様々な立場にある人々を含め、全ての人々が社会を構成する一員であり、多様性を受け入れる社会の実現こそ大切であるという考え方です。「ソーシャル・インクルージョン」が進めば、誰もが差別されず、自分の能力を発揮できる社会となります。

「ユニバーサル・デザイン」
～全ての人に「使いやすい」を～

「ユニバーサル・デザイン」とは、障がいのある人や高齢者、子ども、病気を抱えている人など、全ての人に、使いやすく、安全で分かりやすいことを考えたデザインのことです。

バリアをなくす取組が「バリアフリー」ですが、「ユニバーサル・デザイン」は、バリアをつくらないという発想から、生活関連品、施設、交通機関などをデザインしようとする取組です。

「バリアフリー」 ～バリアを取り除く取組を～

「バリアフリー」とは、様々なバリアを取り除き、全ての人が自立や社会参加をしやすいように整えることです。「障がいのある人の自立と社会参加を阻む4つのバリア」や「人権擁護に関する世論調査」から分かるように、社会には様々なバリアが存在しています。このようなバリアは、共生社会の実現を妨げる大きな要因となります。

私たちの身の回りで、様々なバリアを取り除く取組が求められています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法）」（2018年）では、これまでの公共交通機関や建物に加え、道路や公園等、生活空間全体において点字ブロックやスロープ、エレベーターの設置など、障がいのある人の移動をスムーズにするバリアフリー化が進められています。また、2024年、「バリアフリー法施行令」が改正されるなど、バリアフリー基準の見直しが進んでいます。

政府の障害者施設推進本部は、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（1999年）を決定し、運転免許など63の制度について見直しを行いました。

また、2019年には、認知症や知的障がい等によって成年後見制度を利用した者は公務員等の地位や資格を失うと定めた「欠格事項」を削除する一括法「欠格条項削除法」が成立しています。

バリアフリー化が進められています

障がいのある人も情報を入手しやすいよう、ウェブサイト等で字の大きさを選べるなどの取組がされています。

また、講演会などでは、「手話通訳」や発言内容を文章化してスクリーンに映し出す「要約筆記」なども取り入れられています。

共生社会を実現する上で、障がいについて正しく理解し、行動することが重要です。

バリアフリー法においても、意識上のバリアを取り除く「心のバリアフリー」の推進を求めています。

「心のバリアフリー」の推進を

互いの違いを認め合い、心の中にあるバリアを取り除くこと（心のバリアフリー）が大切です。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方をもちつ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合うことであり、そのためには一人ひとりが具体的な行動を起こし、継続することが必要です。

ユニバーサルデザイン行動計画2020(2017年閣議決定)より



誰もが住みよい社会の実現のためには、互いの違いを認め合い、心の中にあるバリアを取り除くことが必要です。真の「共生社会」をみんなでつくっていきましょう。

【参考】

- ・法務省委託 人権啓発教材「障害のある人と人権」誰もが住みよい社会をつくるために 公益財団法人 人権教育啓発推進センター
- ・「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
- ・知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>

- ・改正障害者差別解消法について 内閣府 政策統括官(政策調整担当)付 障害者施策担当
- ・人権ポケットブック「障がいのある人と人権」公益財団法人人権教育啓発推進センター
- ・愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/soshiki/51/>